

チャイルドシート前面衝突安全性能試験の評価方法における  
評価項目「取付部等破損状況」の判定方法について

1. 実施方法

試験後、目視や手で触れる等して判定する。(必要に応じ分解する。)

2. 評価方法

評価方法のコンセプトとして、基本的に安全基準の基準値を参考に、これを満たしていた場合には「◎」を、安全上明らかな問題が確認された場合には「×」を、それ以外の場合は「○」を与えることとする。

破損状況の判定のコンセプトとしては、次の項目に該当する場合に「×」とすることとする。

①多重衝突等を想定し、前面衝突後に生じる危険に対して無防備な場合（取付けや拘束が極めて緩んでいる場合等）

②拘束している子供に直接傷害を加える可能性がある場合

実際の事例は多種多様と考えられ、判定方法の具体化には今後の試験の経験を待つ必要があるが、現状において想定している判定事例を挙げれば次のとおりである。

<想定判定事例>

- ・以下において、チャイルドシートの取付部とは、車両側ベルトを通すチャイルドシートの通し穴及び車両側ベルトを留めるチャイルドシートの留め具（付属品の場合を含む）等をさす。
- ・以下において、チャイルドシートの強度保持機能を持つ各部とは、リクライニング機構、回転機構、ハーネス通し穴、ハーネス機構及びバックル等をさす。
- ・以下において、チャイルドシートの破損とは、目視により確認できるチャイルドシートの「亀裂」、「剥離」、「変形」、「ほつれ」及び「ボタン等の外れ」等をさし、樹脂の白化の他、(4)に規定する場合を含まない。
- ・以下において、車両側ベルトの損傷とは、目視により確認できる車両側ベルトの「穴あき」及び「切り裂き」等をさす。

(1) 「◎」とする事例

次の全てを満たす場合。

- ①チャイルドシートの取付部に破損がない。
- ②車両側ベルトに損傷がない。
- ③チャイルドシートの強度保持機能を持つ各部に破損がない。

(2) 「○」とする事例

次のいずれか、又は複数に該当する場合。(破損や損傷はあるが「×」には該当しない場合。)

- ①チャイルドシートの取付部の破損であって、車両側ベルトによるチャイルドシートの拘束が残っているもの。
- ②車両側ベルトの損傷であって、車両側ベルトを切断する方向への車両側ベルトの切り裂きではないもの。
- ③チャイルドシートの強度保持機能を持つ各部の破損であって、製品全体の構造をとどめており、下記(3)の⑤から⑧に該当しないもの。

(3) 「×」とする事例

次のいずれか、又は複数に該当する場合。

- ①チャイルドシートの取付部の破損であって、車両側ベルトによるチャイルドシートの取付けが極めて緩んでいるもの。(車両側ベルトの重ね合わせ部分の解放又は車両側肩ベルトからの解放等が生じているもの。)
- ②車両側ベルトを通すチャイルドシートの通し穴周囲の構造の破断。
- ③車両側ベルトを切断する方向への車両側ベルトの切り裂き。
- ④チャイルドシートの強度保持機能を持つ各部の破損であって、製品全体の構造をとどめていないもの。
- ⑤バックル、シールド等の破損であって、ダミーを容易に取り出せないもの。
- ⑥バックル、シールド等の破損であって、拘束している子供に直接傷害を加える可能性がある鋭利な突起が発生しているもの。
- ⑦ハーネス通し穴周囲の構造の破断。
- ⑧ハーネス機構の破損であって、ダミーの拘束が極めて緩んでいるもの。

(4) 試験後のチャイルドシートの取付部又は強度保持機能を持つ各部の状態において破損としない場合

破損することにより衝撃を吸収する機構(以下、「衝撃吸収機構」という。)を備えたチャイルドシートにおいて、次の①～④の全てを満たす場合は、破損としない。

- ①試験前に当該衝撃吸収機構の作動に関する技術的な説明書の提出があるもの。
- ②試験前に当該衝撃吸収機構の作動確認を行った社内試験データの提出があるもの。
- ③試験前に②で提出された社内試験後の当該衝撃吸収機構の作動状況写真の提出があるもの。
- ④試験後のチャイルドシートと①～③で提出された資料等を比較することにより、当該衝撃吸収機構が適切に作動したと認められたもの。